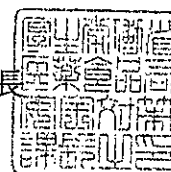




薬食安発 0531 第 1 号
平成 24 年 5 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



一般用医薬品の区分リストの変更について

「薬事法第 36 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（平成 24 年厚生労働省告示第 374 号。以下「改正指定告示」という。）及び「薬事法施行規則第 210 条第 5 号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件」（平成 24 年厚生労働省告示第 375 号。以下「改正指定第二類告示」という。）が平成 24 年 5 月 31 日に告示され、下記のとおり適用されました。

これに伴い、平成 19 年 3 月 30 日付け薬食安発第 0330007 号安全対策課長通知「一般用医薬品の区分リストについて」の別紙 1（第一類医薬品）、別紙 2（第二類医薬品）及び別紙 3（第三類医薬品）について、今回の改正を反映させ別添 1 のとおり変更し、別添 2 のとおり、今回の改正を反映させた区分リストを作成しましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくをお願いします。

この改正により、リスク区分が第一類医薬品から変更になった医薬品については、薬剤師のほか登録販売者等による販売が可能となることから、新区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくをお願いします。

記

1. 改正指定告示の適用日

改正される成分	適用日
ジクロルボス（プラスチック板に吸着させた殺虫剤（ジクロルボス 5 % 以下を含有するものを除く。))	平成 24 年 5 月 31 日

トラネキサム酸（しみ（肝斑に限る。）改善薬）	平成 24 年 5 月 31 日
ニコチン（貼付剤）	平成 24 年 5 月 31 日
ミコナゾール（膣剤）	平成 24 年 5 月 31 日
フラボキサート	平成 24 年 8 月 19 日

2. 改正指定第二類告示の適用日

改正される成分	適用日
ニコチン	平成 24 年 5 月 31 日
フラボキサート	平成 24 年 8 月 19 日